

# 高根沢町

# まちづくり基本条例 の手引き

協働のまちづくりを目指して



# 目 次

■まちづくり基本条例について .....	1
■高根沢町まちづくり基本条例 .....	6
■高根沢町まちづくり基本条例構成図 .....	11
■高根沢町まちづくり基本条例の説明	
前 文 .....	12
第1章 総 則	
第1条 目的 .....	14
第2条 まちづくりの基本理念 .....	15
第3条 条例の位置付け .....	16
第4条 定義 .....	16
第2章 まちづくりの基本原則	
第5条 協働の仕組みづくり .....	19
第6条 情報の共有 .....	20
第7条 コミュニティ .....	20
第3章 町民	
第8条 町民の権利 .....	22
第9条 町民の責務 .....	23
第4章 町議会	
第10条 議会の責務 .....	24
第11条 議員の責務 .....	25
第5章 町	
第12条 町の責務 .....	26
第13条 町長の責務 .....	27
第6章 行政運営の原則	
第14条 地域経営計画 .....	29
第15条 行政評価 .....	30
第16条 説明責任 .....	31
第17条 情報公開 .....	32
第18条 個人情報の保護 .....	33
第19条 パブリックコメント .....	34
第20条 行政手続 .....	35
第21条 財政 .....	36
第7章 住民投票	
第22条 住民投票 .....	38
第8章 交流及び連携	
第23条 他の自治体等との関係 .....	39
第24条 国際交流及び連携 .....	39
第9章 雑則	
第25条 条例の検証及び見直し .....	40
附 則 .....	41

## まちづくり基本条例について

### ◆まちづくり基本条例とはどのような条例なのでしょうか？



まちづくり基本条例とは、高根沢町の自治に関する最も基本的な制度や理念を定める条例であり、まちづくりの基本方針となるものです。

具体的には、まちづくりの基本理念、町民の参画（\*1）のあり方や協働（\*2）の仕組み、町民、議会、町の役割、行政運営のルールなどで構成されています。

また、町の最高規範性を持つ条例でもあり、他の条例や計画は、この条例の趣旨に基づくこととなります。

言い換えればこれからのまちづくりを進める上での規範となる条例といえます。

## ◆なぜ、まちづくり基本条例が必要なのでしょう？



これまで国と自治体は上下、主従という関係でした。

しかし、平成7年の地方分権推進法に始まり、平成12年の地方分権一括法の施行に至る地方分権改革の流れは、自治体の性格に大きな変化をもたらし、国と自治体は対等で協力し合う関係となりました。

このような変革の中、自治体には「自己決定」「自己責任」による自治の推進が求められ、地域に暮らす人たちが互いに連携し、協力して自らのまちは自らが治めるといふ、「自治」本来の姿を実現していく時代となりました。

今、自治体運営は町民と町が共に考え、共に行動し、解決していくことが求められています。

これらの住民自治を推進するためには、まちづくりの担い手である町民、議会、行政における、参画・協働によるまちづくりの基本ルールを定めることが必要です。

まちづくり基本条例は、この基本ルールを「条例」という形で明文化し、法規範として定めることにしたものです。

## ◆条例はどのようにして作られたのですか？



町ではこの条例の必要性から、平成18年9月に町長の諮問機関として「まちづくり基本条例検討委員会」（公募委員・学識経験委員・議会推薦委員・副町長の計14名）を設置しました。以来、1年3ヶ月の間、委員会及び代表者による会議を開催し、町民の視点で、町民が理解し共有できる「高根沢町まちづくり基本条例」を目指し条例の原案を検討してきました。

この原案の策定段階では、よりよい条例を自らの手で作りたいという思いを委員が共有し、時間と労力をかけ、白熱した議論を交わしながら作業を積み重ねてきました。

協議については、平成19年11月に開催された検討事項を以って当委員会の意見が集約されたことから、翌12月に原案の答申書の提出に至りました。

町では答申を受けてパブリックコメントを募集、その後、町議会による協議を経て原案を最大限尊重するかたちで条例案を作成、平成20年6月議会定例会の本会議において可決され「高根沢町まちづくり基本条例」が制定されました。

## ◆条例を制定すると何が変わるのでしょうか？



町民・議会・町の役割、協働の仕組み、さらに行政運営のルールなどを明らかにすることにより、町民の皆さまがまちづくりに参画するための環境が整備されます。

また、町民と町とが情報を共有することや説明責任、行政評価等が町に義務づけられることで、町民の皆さまの意向がよりまちづくりに反映されることとなります。

この条例によって、すぐに私たちの暮らしが劇的に変わることはありませんが、町民の力、地域の力を活かしたまちづくりに多くの人に関わることで、時間はかかりますが町の自治のあり方が少しずつ変わっていくものと考えています。

### (\* 1) 参画とは

「参加・参画」は、住民が行政の管理の下で政策の立案、計画の策定、事業の実施、検証などの過程に加わる行動をいい、責任は行政が負うものである。(地域経営計画2006より)

例えば、行財政改革検討委員会やまちづくり基本条例検討委員会など、町の諮問機関や附属機関の委員として加わり、答申や提言、意見などを述べることです。

また、日頃から町政に関心を持っていただき、ワークショップやパブリックコメントなどの機会を利用して意見や提言をすることも含みます。

### (\* 2) 協働とは

「参加・参画」を一步進めて、住民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するものであり、住民の主体性がより発揮できるものである。(地域経営計画2006より)

つまり、町民と行政とが、「まちづくり」という共通目的を持って様々な課題を解決するために、互いの力を発揮し役割を担いながら、協力して取り組むことです。

身近なものでは、ゴミや資源の分別収集、防犯活動への取り組みなど自分たちの住んでいる地域をよりよくするために自分のこととして考え、町民と行政がともに知恵や経験を生かし、力を合わせて実践していくことです。

# 高根沢町まちづくり基本条例

平成20年6月10日

条例第20号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 まちづくりの基本原則（第5条－第7条）

第3章 町民（第8条・第9条）

第4章 町議会（第10条・第11条）

第5章 町（第12条・第13条）

第6章 行政運営の原則（第14条－第21条）

第7章 住民投票（第22条）

第8章 交流及び連携（第23条・第24条）

第9章 雑則（第25条）

附則

私たちは、豊かな自然に恵まれ、伝統文化が息づく郷土高根沢を愛します。

今を生きる私たちは、先人から受け継いだ郷土高根沢をこれから生まれてくる子々孫々のために守り、希望のもてる町をつくる責任があります。

この責任を果たすため、私たち一人一人は、自分にできることは何かを常に考え、主体的に行動するとともに互いを思いやり、助け合う「結いの心」を持って活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

このような思いに基づき、私たちと町がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを実現するため、ここに高根沢町まちづくり基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、高根沢町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民の権利、義務及び責務並びに議会、議員の責務並びに町長の責務、さらに協働の仕組みに関する基本原則を定め、自立した自治の実現を図ることを目的とします。



### (まちづくりの基本理念)

第2条 私たちは、住みよいまち高根沢を町民と町の協働により創っていくことを目指すもの  
とします。

- 2 まちづくりは、町民と町が、文化、環境、自然等を大切にし、魅力ある住みよいまちを創  
り、町民はその成果を等しく受けられるものとします。

### (条例の位置付け)

第3条 町は条例、規則等を定めるときは、この条例を最大限に尊重します。

### (定義)

第4条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 自治 自立した地方公共団体を実現し、その地方公共団体を町民の参加と意思に基づ  
いて運営することをいいます。
- (2) まちづくり よりよい地域の実現を目的として行われる公益的な活動をいいます。
- (3) 町民 町内に在住、在勤または在学する個人及び町内に事務所を有する法人その他の  
団体をいいます。
- (4) 町 町長及び町の執行機関をいいます。
- (5) 協働 町民と町、町民と町民とがまちづくりにおける役割と責任を認識し、対等な立  
場で相互に補完及び協力することをいいます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### (協働の仕組みづくり)

第5条 町民は、協働のまちづくりを推進するに当たり、町と対等協力の原則に基づき、目的  
及び情報を共有するよう努めます。

- 2 町は、町民の意志がまちづくりに反映されるよう、町民の参画機会の拡充に努めます。

### (情報の共有)

第6条 まちづくりは、町民と町及び町民同士がまちづくりに関する情報を共有しながら進め  
ていくことを基本とします。

### (コミュニティ)

第7条 町民及び町は、コミュニティの役割を理解し、守り育てるよう努めるものとします。

- 2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を円滑に進めるため必要に応  
じて協力し支援します。

## 第3章 町民

### (町民の権利)

第8条 町民は、等しくまちづくりに参画する権利を有します。

- 2 町民は、等しくまちづくりに関する情報を知る権利を有します。
- 3 町民は、日常生活において安全で安心な生活を営むことができる権利を有します。

4 町民は、必要に応じて行政サービスを受ける権利を有します。

#### (町民の責務)

第9条 町民は、主体的にまちづくりに取り組むよう努めます。

2 町民は、協働のまちづくりに当たり、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

### 第4章 町議会

#### (議会の責務)

第10条 議会は、まちづくりの基本理念にのっとり、町民の声を反映した議会運営の責務を有します。

2 議会は、町民に対し、分かりやすい議会運営、議決等を行うとともに、町民に説明する責務を有します。

#### (議員の責務)

第11条 議員は、日頃からまちづくりの基本理念を尊重し、町民の負託に応え、誠実に職務遂行に努めます。

### 第5章 町

#### (町の責務)

第12条 町は、町民との協働によるまちづくりの推進に当たり、相互理解の中で公平かつ誠実に職務の執行に努めます。

#### (町長の責務)

第13条 町長は、まちづくりの基本理念を遵守し、町民の負託に応え、町政の代表者として公平かつ誠実に町政の執行に努めます。

2 町長は、社会資源を有効に利用し、効率のよい町政運営を行います。

3 町長は、町民のまちづくりに参画する権利を保障します。

### 第6章 行政運営の原則

#### (地域経営計画)

第14条 町は、町政運営の基本的な方向を総合的に示す長期的な総合計画（以下「地域経営計画」という。）を策定します。

2 町は、地域経営計画を策定するに当たっては、町民の意向を最大限に尊重するとともに、策定した経過と計画を町民に公表します。

#### (行政評価)

第15条 町は、別に条例で定めるところにより、行政評価を行い、その結果を公表するとともに、より一層の改善に努めます。

#### (説明責任)

第16条 町は、政策形成等に関する事項について、情報提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明します。

#### (情報公開)

第17条 町は、別に条例で定めるところにより、町民に対して町の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めます。

#### (個人情報の保護)

第18条 町は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に努めます。

2 町長は、町民の個人情報保護のために必要な措置を行います。

#### (パブリックコメント)

第19条 町は、重要な事項に関して意思決定を行う場合、事前に町民に情報を提供し、広く意見を求め、意見に関する町の考え方を公表し、町民に理解されるよう努めます。

#### (行政手続)

第20条 町は、別に条例で定めるところにより、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利を保障します。

2 町は、町民の利益、権利の保護のため、行政処分等に関する手続きを定めます。

#### (財政)

第21条 町は、自立したまちづくりのために、地域経営計画や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図ります。

2 町は、前項の予算及び財政計画について、町民が具体的に把握できるよう情報の提供に努めます。

## 第7章 住民投票

#### (住民投票)

第22条 町は、町政に当たり重大事項の決定を行う場合、町民の意思確認のため、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票の結果を、町長及び議会は町民の意思が反映出来るよう最大限努めます。

## 第8章 交流及び連携

#### (他の自治体等との関係)

第23条 まちづくりは、他の自治体、国及びその他の機関との交流及び連携に努め、広い視野に立って進めます。

#### (国際交流及び連携)

第24条 町は、国際化の進展の中で、町民のまちづくりに対する視野を広めるため、国際交流の推進及び連携を進めます。

## 第9章 雑則

### (条例の検証及び見直し)

第25条 町は、この条例が本町にふさわしいものであり続けているかどうかを定期的に検証します。

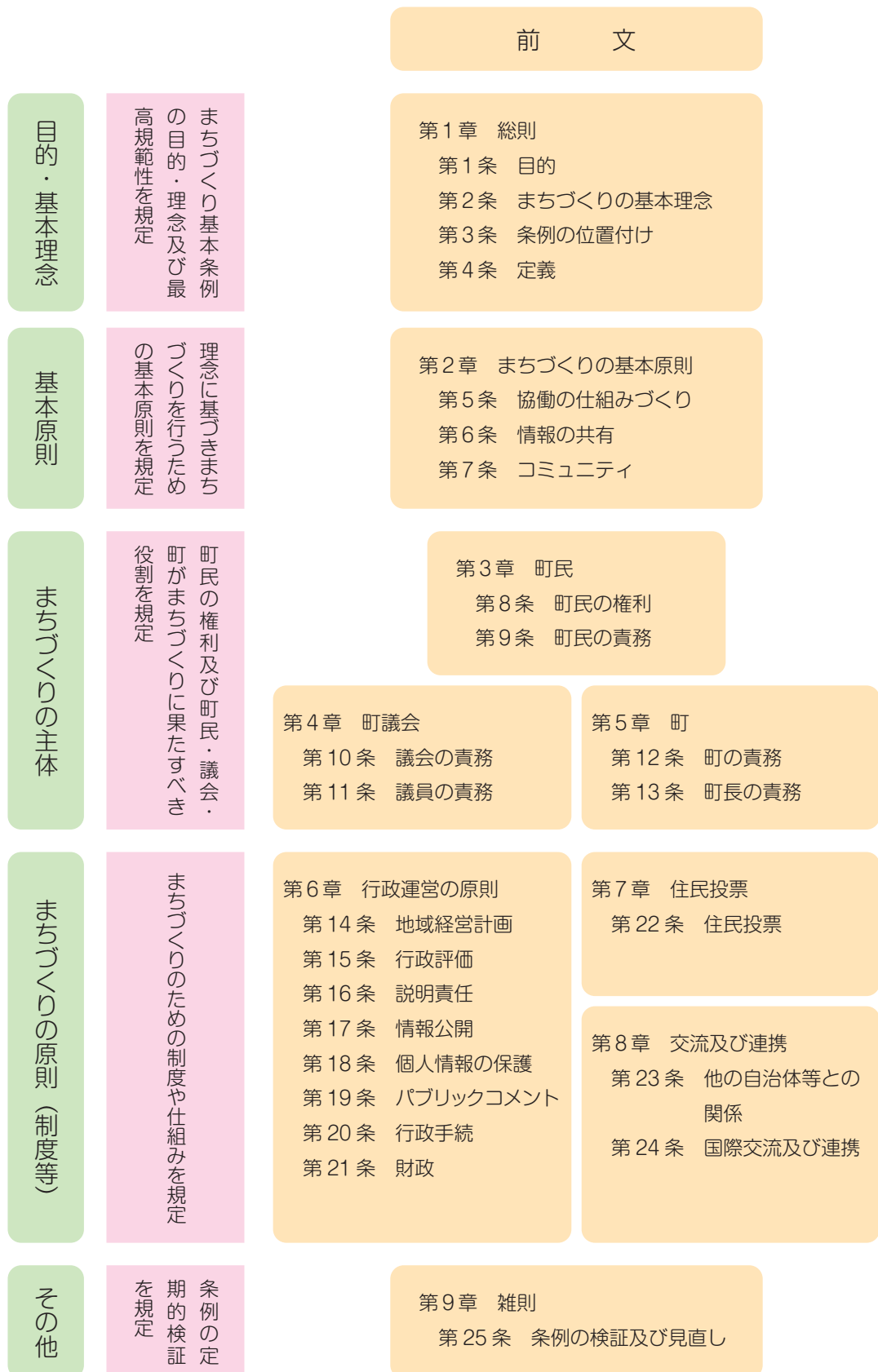
2 町は、前項の規定による検証の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について積極的に見直す等の必要な措置を講じます。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。

# 高根沢町まちづくり基本条例構成図

## 高根沢町まちづくり基本条例



# 高根沢町まちづくり基本条例の説明

## 前文

私たちは、豊かな自然に恵まれ、伝統文化が息づく郷土高根沢を愛します。

今を生きる私たちは、先人から受け継いだ郷土高根沢をこれから生まれてくる子々孫々のために守り、希望のもてる町をつくる責任があります。

この責任を果たすため、私たち一人ひとは、自分にできることは何かを常に考え、主体的に行動するとともに互いを思いやり、助け合う「結いの心」を持って活力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

このような思いに基づき、私たちと町がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを実現するため、ここに高根沢町まちづくり基本条例を制定します。

## 【趣旨】

高根沢町まちづくり基本条例は、高根沢町のまちづくりにおける基本的な制度や権利などを定めるもので、町の最高規範に位置付けられます。

前文は、まちづくり基本条例制定の趣旨を明確にするために設けるものであり、この中で、町の将来像や目指すべきまちづくりの理念とその手段、制定の決意について宣言的に定めています。

また、町民に親しみを感じていただくため、口語体「です・ます調」を取り入れ、できるだけやさしい表現を用いました。

## 【説明】

### 第1段落

この段落は、豊かな自然と伝統文化が息づく故郷高根沢を大切にしたいという思いを表現しています。

高根沢町は、郷土を愛する多くの先人の英知と努力の成果を受け継ぎながら発展してきました。先人の郷土愛から生まれる情熱なくして、現在の高根沢町はあり得ません。

ここでの「私たち」とは、高根沢町の自治を構成している、町民、町議会及び町の三者すべてを表現し、「愛」は故郷高根沢への郷土愛として捉えます。

### 第2段落

この段落は、今後の高根沢町のあるべき姿を明らかにします。

発展を願う多くの先人の努力によって築き上げられた郷土高根沢を、これから生まれてくる子々孫々のために、さらに安全で安心して暮らせる豊かな地域社会として守り、希望のもてる

町として後世に引き継いでいかなければならないことを記述しています。

### 第3段落

この段落は、第2段落で掲げた未来の高根沢の姿を実現するための手段を明らかにしていません。

このまちに住み、集い、活動する町民一人ひとりが、希望のもてる町をつくる責任を果たすため、自分にできることは何かを常に考え主体的に行動すること、そして、お互いに助け合う「結いの心」をキーワードに、手間暇かけて活力あるまちづくりを進めることが必要であることを謳っています。

### 第4段落

最終段落は、これまで述べてきたことを受けて、町民、町議会及び町の三者がそれぞれの責任と役割を自覚し、よりよい関係の下、まちづくりの基本理念を共有して協働のまちづくりを実現するためにこの条例を制定することを宣言しています。

なお、ここでの「私たち」とは、町民と町との協働のまちづくりを目指すこと、主役は町民であることを強調するために、あえて町民の意で用いて先行表記し、町を次に表記しています。



## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高根沢町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民の権利、義務及び責務並びに議会、議員の責務並びに町長の責務、さらに協働の仕組みに関する基本原則を定め、自立した自治の実現を図ることを目的とします。

### 【趣旨】

本条は、高根沢町まちづくり基本条例の達成しようとする目的を明らかにするもので、本条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

### 【説明】

この条例の最終的な目的が、協働のまちづくりを礎とした「自立した自治の実現」を図ることであり、その目的を達成するため、「まちづくりの基本理念を明らかにして、町民の権利、義務及び責務並びに議会、議員の責務並びに町長の責務、さらに協働の仕組みに関する基本原則を定める」として規定しています。

また、憲法で規定されている地方自治の本旨（本来のあり方）（憲法第92条）の観点から考えると、「団体自治（\*1）」の確立に合わせて、その地域の住民の意思に基づいて行われる「住民自治（\*2）」をいかに実現していくかが課題であり、「自立した自治の実現」のためには、団体自治と住民自治の両面の実現が図られることが必要であると考えます。

### 【参考】

\* 憲法第92条

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、「本旨」とは次の2点とされています。

#### （\*1）団体自治

団体自治とは、一定の地域を基礎とする国から独立した団体（自治体）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則をいいます。

#### （\*2）住民自治

住民自治とは、地方における行政を行う場合に、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理するとする原則をいいます。

\* 地方自治法第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立する



ことにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

\* 自立した自治

住民と自治体が連携して、地域のことは地域で決め、実践する「地方分権」が進む中で、市町村も国・県と対等・協力の関係にあると位置付けされ、自主的、主体的な活動が可能となりました。「自己決定と自己責任」に基づく意思決定の下、地域の特性を生かした「自立した自治の実現」を目指します。

(まちづくりの基本理念)

第2条 私たちは、住みよいまち高根沢を町民と町の協働により創っていくことを目指すものとします。

2 まちづくりは、町民と町が、文化、環境、自然等を大切にし、魅力ある住みよいまちを創り、町民はその成果を等しく受けられるものとします。

**【趣 旨】**

本条は、「前文」や「目的」を受けて、町民と町がまちづくりを進める際に目指す、共有すべき基本的な考えを「基本理念」として定めるものです。

**【説 明】**

**第1項**

町民、議会、町の執行機関が共に高根沢町のまちづくりを進める上で、特に重要なまちづくりの基本理念として、「住みよいまち高根沢を町民と町との協働により創っていく」として協働を礎としたまちづくりを目指すことを定めています。

町民が町政へ参画する機会を保障するとともに、町民同士、町民と町、町民と事業者、事業者と町がそれぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重し、協力し合いながらまちづくりに取り組むことを示しています。

**第2項**

高根沢町の文化、環境、自然等は、大切な財産であり、これらがこの地域の特徴でもあります。

町民と町は、その財産を大切に活用しながら魅力ある住みよいまちを創ること、そして、まちづくりへの参画に当たって、町民はその成果を等しく受けられることを定めています。

(条例の位置付け)

第3条 町は条例、規則等を定めるときは、この条例を最大限に尊重します。

#### 【趣旨】

本条は、この条例の位置付けを定めるものです。この条例の「まちづくり基本条例」としての性質から、町の条例、規則等の中で最も尊重されなければならないことを明示するものです。

#### 【説明】

本町の自治運営の基本条例であることから、他の条例、規則等の制定改廃や解釈・運用に当たっては、この条例を基準とすることを定めています。

また、法体系上、個々の条例に優劣、上下関係はなく横並びではありますが、自治運営のあり方等に関する分野においては、他の条例や規則等はこの条例を基本とし、その趣旨を尊重すべきということを規定するものです。

(定義)

第4条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 自治 自立した地方公共団体を実現し、その地方公共団体を町民の参加と意思に基づいて運営することをいいます。
- (2) まちづくり よりよい地域の実現を目的として行われる公益的な活動をいいます。
- (3) 町民 町内に在住、在勤または在学する個人及び町内に事務所を有する法人その他の団体をいいます。
- (4) 町 町長及び町の執行機関をいいます。
- (5) 協働 町民と町、町民と町民とがまちづくりにおける役割と責任を認識し、対等な立場で相互に補完及び協力することをいいます。

#### 【趣旨】

本条例は、高根沢町のまちづくりの基本理念やまちづくりに関する基本原則を定めることを目的としており、条文の意味を共有していくことが必要であり、本条は、この条例を読むに当たり、共通の認識を持つ必要のある用語について定義するものです。

## 【説明】

### 第1号 自治

自治とは、町民が町政に参加し、その意思と責任に基づき運営し、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。

### 第2号 まちづくり

まちづくりとは、道路や上下水道の整備など都市計画の様なハード面だけでなく、福祉、環境、産業、教育などすべての分野での公益的な活動を指し、快適な生活環境や地域社会の安全・安心に寄与する活動を、幅広く「まちづくり」として定義付けています。

また、公益的な活動とは、町が行う活動だけでなく、町民が主体的に行う公的要素を含んだ活動で、「町政」の範囲よりもっと広い範囲における、本町の発展及び町民生活の向上（よりよい地域の実現）につながる活動をいいます。

### 第3号 町民

町民とは、地方自治法第10条に定める「住民」（市町村の区域内に住所を有する自然人と法人）のほか、在勤または在学する個人及び町内に事務所を有する法人その他の団体としています。

町民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、高根沢町に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

### 第4号 町

町とは議会を除く町の執行機関をいいます。

執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。

地方自治法が定める各執行機関の権限は、概ね次のとおりです。

#### ① 長（町長）（第147～149条）

地方公共団体を統轄し、これを代表する。「統轄」とは、普通地方公共団体の事務の全般について、長が総合的な統一を確保する権限を有することを意味する。

議会の議決事項として定められているものと長以外の執行機関の権限とされているものを除いた一切の地方公共団体の事務を管理執行する。

#### ② 教育委員会（第180条の8）

教育機関の管理・教育職員の任免・学校の組織編制等、教育・学術・文化に関する事務の管理執行

#### ③ 選挙管理委員会（第186条）

選挙に関する事務及びこれに関係のある事務の管理

④ 監査委員（第199条）

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、一般行政事務の執行に関する監査の実施

⑤ 農業委員会（第202条の2第4項）

農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務及び農政事務の執行

## 第5号 協働

協働とは、まちづくりの主体である町民と町、町民同士がともに暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任の下で、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら補い合い協力し合うことをいいます。

### 【参 考】

\* 地方自治法第10条第1項（住民の意義）

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。



## 第2章 まちづくりの基本原則

(協働の仕組みづくり)

第5条 町民は、協働のまちづくりを推進するに当たり、町と対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有するよう努めます。

2 町は、町民の意志がまちづくりに反映されるよう、町民の参画機会の拡充に努めます。

### 【趣 旨】

本条は、町民及び町はそれぞれの役割と責任に基づく自主性を尊重し、お互いに協力、あるいは補い合いながら、地域の様々な課題に取り組む「協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりについて考え方を定めるものです。

### 【説 明】

#### 第1項

協働の仕組みづくりの原則は、町民と町が対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互の理解と信頼を深めることがその前提となります。

これまでのまちづくりにおいては、ともすれば町が主導的な立場となり必ずしも対等の立場であったとはいえなかった状況もありました。

今後は、お互いの役割を認識し、対等の立場で共通の課題や目標に向かって一丸となり、ともに行動していくことを協働の仕組みづくりとして定めています。

#### 第2項

町は協働のまちづくりを推進するに当たっては、町民が参画しようとする意志を尊重し、その自主性を損なわないことに配慮して、情報の提供、人材の派遣、活動の場の提供など必要な支援を行って、その機会を広く設ける仕組みづくりに努めることを定めています。

また、当条例制定後は、この条例の実効性を担保するために必要となる制度、仕組みについて検討を行い、今後の実施指針となる住民協働推進計画を策定します。

(情報の共有)

第6条 まちづくりは、町民と町及び町民同士がまちづくりに関する情報を共有しながら進めていくことを基本とします。

#### 【趣旨】

本条は、町民と町及び町民同士が信頼関係を築き、対等・平等に協力し、協働のまちづくりを進めるために、まちづくりに関する正確な情報を相互に共有することを定めるものです。

#### 【説明】

まちづくりに関する情報を共有することは、協働のまちづくりを行うための前提条件であり、対等な議論をするためにも町民と町のそれぞれが持つ情報は共有財産として相互に活用すべきです。

実際には町が保有している情報が圧倒的に多いのも事実ですが、一方的な情報提供だけでなく、町民自らが持つ情報についても、必要に応じて行政と共有するとともに、町民相互の情報の共有も求められます。

なお、情報の共有とはいうものの、個人情報の保護は必須です。これについては、第18条で定義しています。

(コミュニティ)

第7条 町民及び町は、コミュニティの役割を理解し、守り育てるよう努めるものとします。

2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を円滑に進めるため必要に応じて協力し支援します。

#### 【趣旨】

本条は、コミュニティの役割及び活動に対する育成、支援について定めるものです。

コミュニティには、住んでいる地域を単位とした自治会など地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティと、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（非営利活動団体）などのテーマ型コミュニティがありますが、どちらもまちづくりを担う不可欠な組織であると位置付けています。

## 【説明】

### 第1項

コミュニティ活動は、住民自治の基礎を築くことであると考えられます。

町民及び町は、コミュニティの役割を理解し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、各人が可能な範囲で協力し、参加するよう努める必要があります。

また、コミュニティを守り育てるには、町民・地域・町の連携が重要で、活動の支援には、補助金、助成金といった財政的な支援だけでなく、知識、情報、人材、学習機会の提供なども含まれます。

### 第2項

地域を構成する人々が互いに助け合い、支え合い、いきいきと暮らすうえで、コミュニティの形成は大切なことです。行政だけでは解決できない地域の多様な課題を、地域の町民同士の自主的、主体的な活動や町との協働を通じて解決することが、よりよいまちづくりにつながると考えます。

町は、そうしたコミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、その活動を円滑に進めるため必要に応じて協力し支援を行います。



## 第3章 町民

(町民の権利)

第8条 町民は、等しくまちづくりに参画する権利を有します。

2 町民は、等しくまちづくりに関する情報を知る権利を有します。

3 町民は、日常生活において安全で安心な生活を営むことができる権利を有します。

4 町民は、必要に応じて行政サービスを受ける権利を有します。

### 【趣旨】

本条は、住民自治の基本となる、主権者としての町民の権利について定めるものです。

ここで定められた権利は、住民自治に不可欠な権利であり、この条例やこの条例に基づく個別の条例、制度等によって具体的に保障されていくものとなります。

### 【説明】

#### 第1項

町民は、誰でもまちづくりに等しく参画することができ、その結果発生した利益を受けられることができるという、最も基本的な権利を定めています。

町民はまちづくりの主役であることから、まちづくりに主体的に参画することと、まちづくりに関し意見を述べることを保障し、参画と協働のまちづくりを推進していきます。

#### 第2項

第6条の「情報の共有」で、まちづくりの情報は、町民の共有財産として位置付けていることから、町民は、当然の権利として「知る権利」を有することを定めています。

まちづくりを行うに当たっては、地域の現状や課題は何か、その課題を解決するためにはどのような方法があり、誰と連携していくべきか等の情報が必要です。

さらに、町の現状と課題、事業や施策の決定・実施方法、その有効性やコストなどの情報を得ることが、協働によるまちづくりの前提となります。

#### 第3項

凶悪な犯罪や大規模な自然災害などが頻発していることから、暮らしの安全が脅かされています。まちの安全性を高めて町民の不安を取り除き、日常生活において安全で安心できる生活を営む権利を有していることを定めるもので、町民としての基本的な権利を、ここでは確認的な意味も込めて規定するものです。



#### 第4項

行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しています。

ここでの行政サービスとは、町が町民を対象として実施する全ての事業を包括的に示すものであり、個々の具体的なサービスの需給について法令、条例等に規定されるものは、その規定に基づくこととなります。

地方自治法第10条第2項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定めています。町の役務の提供と町民の負担の関係は自治制度の根幹となるものですが、ここでは権利について確認的な意味も込めて規定するものです。

#### (町民の責務)

第9条 町民は、主体的にまちづくりに取り組むよう努めます。

2 町民は、協働のまちづくりに当たり、自らの発言及び行動に責任を持ちます。

#### 【趣旨】

本条は、前条で定めた町民の権利に対する責務について定めるものです。

責務とは、果たすことが期待される「役割」のことを指していますが、「権利」という用語に対応して「責務」と表現しています。

#### 【説明】

#### 第1項

住民自治の推進を図るために、町民は第8条の権利を有していますが、それに対する責務も生まれてきます。町民の責務は、法的な義務として強制するものではなく、主体的にまちづくりに取り組むべき責務として捉えています。

#### 第2項

協働のまちづくりに当たり、町民の意思を反映させることは最大限に尊重されるべきであり、正当な理由なしにこれを妨げられることがあってはなりません。

しかし、町民もまた、町政に対して意見を表明し参加するに当たっては、自治の担い手であるということ認識し、自らの発言と行動に責任を持つことを責務として定めています。



## 第4章 町議会

(議会の責務)

第10条 議会は、まちづくりの基本理念にのっとり、町民の声を反映した議会運営の責務を有します。

2 議会は、町民に対し、分かりやすい議会運営、議決等を行うとともに、町民に説明する責務を有します。

### 【趣旨】

本条は、町民の代表機関である町議会の責務について定めるものです。

直接選挙によって選ばれた議員で構成され、町長とともに、二元代表性（\*1）の一翼を担う町議会について、「協働のまちづくり」の観点に立ってその役割を確認するものです。

### 【説明】

#### 第1項

町議会は、第2条に規定した「まちづくりの基本理念」に則り、住民の声を代弁し、住民の意思を代表する機能があることを明示するとともに、議事機関としての重要性から、開かれた議会運営に努め、住民の意思をまちづくりに反映させるよう最大の努力を払うことを定めるものです。

#### 第2項

町議会は、町民に対し分かりやすい議会運営及び議決等を行い、議会活動について町民との情報の共有化を図るため、これらの審議の過程や結果等をわかりやすく説明する責務があることを定めるものです。

### 【参考】

\* 地方自治法に定められている議会の主な権限等

① 議決権（第96条）

条例の制定・改廃や予算の決定など15項目

② 検査権・監査請求権（第98条）

町の事務の管理、議決の執行及び出納の状況について書面検査をしたり、実地検査の必要があるときに監査委員に監査を求め、その結果の報告を請求する権限

③ 意見表明権（第99条）

町の公益に関する事件について、国会や関係行政庁に意見書を提出する権限

④ 調査権（第100条）

町の事務に関する調査を行う権限

⑤ 請願受理権（第124条・第125条）

請願を受理し、必要に応じて執行機関へ請願を送付し、その請願の処理経過や結果の報告を請求する権限

（\* 1）二元代表性

地方自治体では、首長と議会議員それぞれを住民が直接選挙によって選出し、直接、住民に対して責任を持つという制度が取られています。

この制度を二元代表制といいます。議員内閣制に対し、首長制とも言われます。

首長、議会ともに住民を代表するところから、相互に対等な関係により、抑制と均衡によって、緊張関係を保ちながら自治体の運営の方針を決定し、その執行を監視し政策決定を行っています。

（議員の責務）

第11条 議員は、日頃からまちづくりの基本理念を尊重し、町民の負託に応え、誠実に職務遂行に努めます。

【趣 旨】

本条は、町民の代表である町議会議員の責務について定めるものです。

個々の議員が町民の代表として誠実に職務を遂行することによって、議会の権限及び責務がよりよく果たされるという考え方の下に立ち定めるものです。

【説 明】

町議会議員は、第2条に規定した「まちづくりの基本理念」を尊重し、地域の課題や町民の意見を把握するとともに、まちづくり全体の観点からの的確な判断によって、町民の負託に応え誠実に職務遂行に努めるよう定めるものです。

ただし、その方法まで規定するものではなく議員個人によってさまざまな方法、形態等があるものと考えます。

また、責任を負って町民から任せられるという意味から「信託」ではなく、あえて「負託」という表現を用いています。



## 第5章 町

(町の責務)

第12条 町は、町民との協働によるまちづくりの推進に当たり、相互理解の中で公平かつ誠実に職務の執行に努めます。

### 【趣旨】

本条は、町民と町が協働のまちづくりを推進し、まちづくりの基本理念を実現する上での執行機関としての町の責務を定めるものです。

### 【説明】

執行機関である町は、町長、行政委員会及び職員で構成されますが、町としての包括的な責務として規定しました。

まちづくりの主体は町民であるとの認識の下、協働によるまちづくりの推進を図るため、相互に尊重し、良きパートナーとして協力・連携を図りながら、公平かつ誠実に職務の執行に努めることを町の責務とするものです。

### 【参考】

#### \* 行政委員会とは

行政委員会は、政治的中立性を確保する観点から、長の指揮監督を受けません。

また、委員は、議会の同意等を経た上で選任されます。すなわち、執行機関が一の機関に集中して行政の公正さが損なわれることを防ぐため、地方自治制度は行政委員会制度を設けることにより執行機関の多元主義を採っています。

#### \* 高根沢町の行政委員会（執行機関）

- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 監査委員
- 農業委員会
- 固定資産評価審査委員会

権限に属しない事項（地方自治法第180条の6）

- (1) 普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。
- (2) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- (3) 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
- (4) 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

(町長の責務)

第13条 町長は、まちづくりの基本理念を遵守し、町民の負託に応え、町政の代表者として公平かつ誠実に町政の執行に努めます。

2 町長は、社会資源を有効に利用し、効率のよい町政運営を行います。

3 町長は、町民のまちづくりに参画する権利を保障します。

## 【趣 旨】

本条は、町政の代表者である町長の責務について定めるものです。

地方公共団体の執行機関には、町長のほかに教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会があり、それぞれ代表者が置かれていますが、町長と各行政委員会の一体的な運営を確保するため、町長に総合的な調整権が認められています。

## 【説 明】

### 第1項

町長は、町民が主体となったまちづくりを実現するため、まちづくりの基本理念を遵守し公平かつ誠実に町政の執行に努めることを定めています。地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、町長の責務という視点から示しました。

また、町長は町民に対して直接に責任を負う立場にあることから「信託」ではなく、あえて「負託」という表現を用いています。

### 第2項

町長は、厳しい社会経済情勢を踏まえ、限られた社会資源（人材、場所、資金、情報等のまちづくりを推進するために必要な資源の総称をいう。）を効率的に活用し、最小の経費で最大の効果を挙げるべく町政運営に取り組むことを規定するものです。

### 第3項

町長は、町民こそがまちづくりの主役であることを明確にして、そして主権者である町民の普遍的な権利として、まちづくりに参画することを保障するものです。

なお、町民のまちづくりに参画する権利とは、強制されることのない機会均等の参画を保障するもので、あくまでも権利として位置付けるものです。

## 【参 考】

\* 地方自治法第2条第14項（能率化の原則）

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

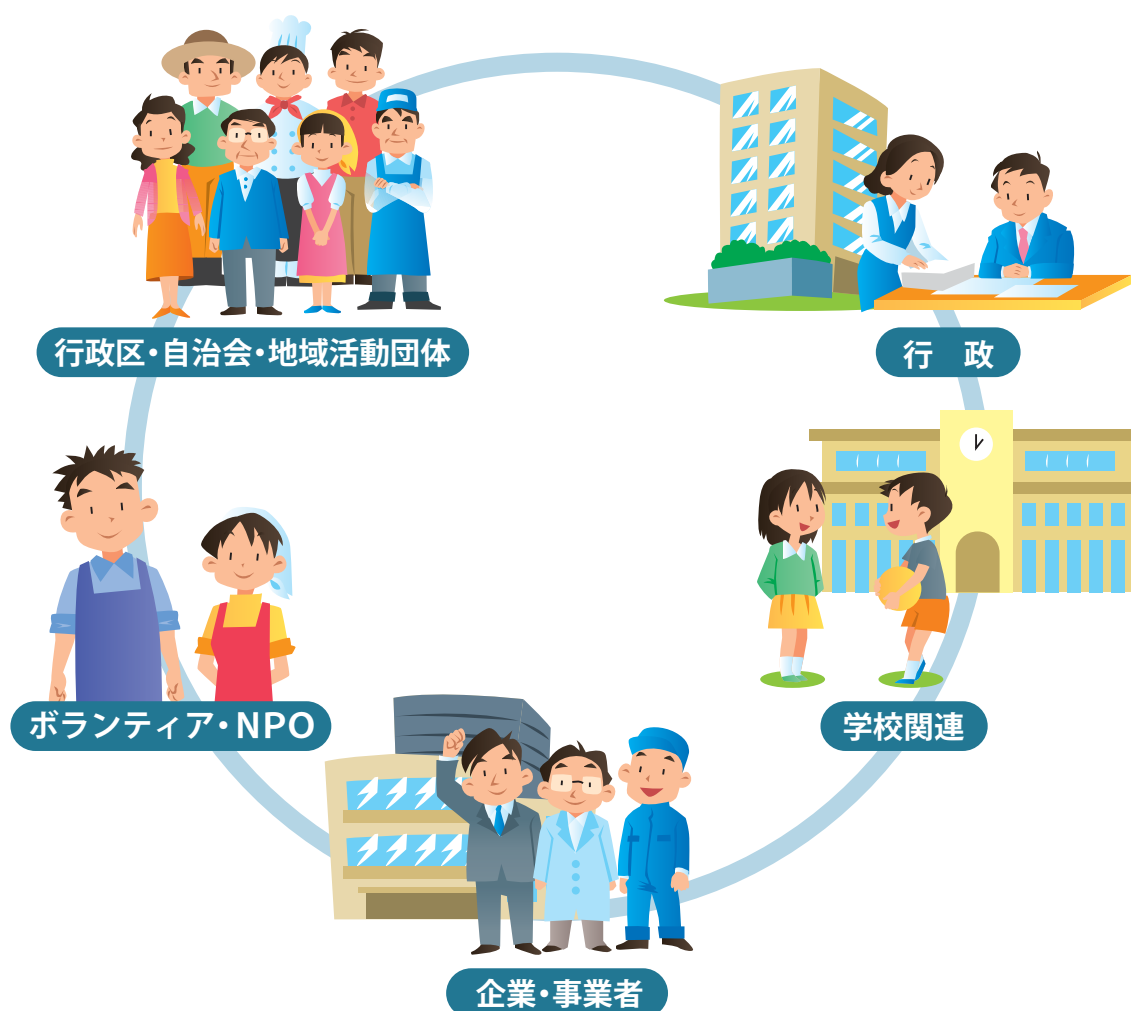
\* 地方自治法第138条第2項（執行機関の責務）

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

\* 地方自治法に定められている町長の主な権限

執行機関の長の権限は、地方自治法の定めるところにより、第147条「長の総括代表権」、第148条「事務の管理及び執行権」、第154条「職員の指揮監督」等があります。

自治体の組織は、地方自治法第138条の3「執行機関の原則」において、系統的な構成や一体としての行政機能の発揮などが規定されています。



## 第6章 行政運営の原則

(地域経営計画)

第14条 町は、町政運営の基本的な方向を総合的に示す長期的な総合計画（以下「地域経営計画」という。）を策定します。

2 町は、地域経営計画を策定するに当たっては、町民の意向を最大限に尊重するとともに、策定した経過と計画を町民に公表します。

### 【趣旨】

本条は、まちづくりの基本指針である総合計画（以下「地域経営計画」という。）について定めています。

本町のまちづくりに関する最も重要な行政計画である地域経営計画と、条例、規則等の法体系における最高規範としてのまちづくり基本条例は、ともに町政運営上の基本指針であり、いわば車の両輪のような関係にあります。

### 【説明】

#### 第1項

地方自治法（第2条第4項）において、「市町村は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を議会で議決し、これに基づいて業務遂行しなければならない」として、これに即して事務処理を行うように定めています。

地域経営計画は、地域経営方針書（基本構想）に基づいた地域経営計画書（基本計画）と実施計画の総体を表し、長期的な町の「まちづくりビジョン」を示すものであり、そこには、町民の意向が適切に反映されることが基本です。

#### 第2項

地域経営計画は町民生活に重大な影響を及ぼすので、策定に当たっては町民の主体的な意思や地域の特色が生かされたものになるよう、町民参画の機会を確保することとします。

さらに期間と達成目標を明らかにし、その策定した経過及び計画に関する情報を町民に分かりやすく公表する等、情報の共有や説明責任を果たすことを定めるものです。

### 【参考】

\* 地方自治法（第2条第4項）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

\* 高根沢町地域経営計画2006（第5次高根沢町振興計画）より

限られた財源と人材の中で、多岐にわたる行政ニーズに応えていくためには、民間企業と同様に、地域を経営する視点が今まで以上に重要です。

こうした背景から、第5次高根沢町振興計画は、効率的な地域経営の基本方針、施策と事業を示した計画と位置付け、「地域経営計画」と名づけました。これまでの振興計画は、基本構想と基本計画から成り立っていましたが、今回の振興計画では、基本構想を「地域経営方針書」と、基本計画を「地域経営計画書」と名づけています。

地域経営方針書の役割は、地域経営の基本的な考え方を町民の皆さんに伝えることです。地域経営の概況、まちづくりの基本理念、地域経営の方針、そして政策目標を示し、地域経営計画書の指針としての役割を果たすものです。

地域経営計画書は、地域経営の基本方針に沿って、分野別の政策目標を着実に達成していくための具体的な取組みを示した行動計画書となります。

（行政評価）

第15条 町は、別に条例で定めるところにより、行政評価を行い、その結果を公表するとともに、より一層の改善に努めます。

【趣 旨】

本条は、町が行う施策、事業の執行による具体的な効果を明らかにするため、行政評価制度（\*1）を実施し、その結果を町民に分かりやすく公表しなければならないこと及び改善に努めることを定めるものです。

【説 明】

「別に条例で定める」とあるのは、平成14年に制定した「行政評価に関する条例」のことを指します。

第14条に定めた地域経営計画の着実な推進に当たって、行政自らが評価を行い、行政による評価の透明性を図るため、評価結果を町民に公表することを規定しています。

さらに、評価結果を受けて政策や事業の改善に努めることを規定しており、具体的には事務事業等の統合、廃止、拡大、縮小等必要な見直しを行い、地域経営計画の進行管理や予算編成に反映させるということを定めるものです。

【参 考】

（\*1）行政評価制度

行政評価制度は、町の執行機関がより効果的に業務が執行できるよう、業務達成状況を具体的に評価する手法で、本町では平成14年度より制度を導入し、政策評価（行政課題へ対応



するための方針)、施策評価（政策を実現するための具体的な方法）、事務事業評価（施策を構成する個別の業務等）の各段階に区分し実施してきました。

行政評価はPlan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（見直し）という一連の事務事業の流れの中に位置付けており、評価の結果を次の事務事業の改善につなげていくものです。これらを継続的にシステムとして行うことが重要であることから、地域経営計画の実施にともない行政評価を行い、事務事業の有効性や成果を測ることとしています。

**\* 政策・施策・事務事業とは**

まず政策とは、「大きな視点から、目指すべき方向や目的を示したもの」という意味です。環境・福祉・産業・教育・文化といった大きな視点からまちづくりの方向性を示します。

次に施策とは、「政策という大きな目的を達成するための個々の方策」です。政策目的を実現するための手段と位置付けられますが、ただ施策を見ただけでは日頃の具体的な業務とどう結びついているのかがわかりません。

そこで施策にぶら下がるのが事務事業であり、日頃の行政の業務となります。個々の事務事業は、施策目的を実現する手段として位置付けられます。

**【参 考】**

具体的には、平成14年に制定された「行政評価に関する条例」に基づき運用を図ります。

**（説明責任）**

第16条 町は、政策形成等に関する事項について、情報提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明します。

**【趣 旨】**

本条は、町の執行機関（行政）が町民に対して、政策形成等に関する情報を分かりやすく説明する責任があることを定めるものです。

説明責任は、町民参加・参画や町民との協働、情報の共有化を進める上での前提となる制度です。

**【説 明】**

これまで、説明責任といえば一般的には結果としての事後の説明に重点が置かれてきましたが、今後、情報の共有化を進める上でも、町の執行機関が行う政策に関しては町民が十分理解できるように説明が必要となります。

政策形成（施策の立案・実施・評価）のそれぞれの段階において、情報の提供に努めるとともに、その必要性や妥当性及び町民が抱く疑問について分かりやすく説明し、理解を求めている

く責任があることを定めるものです。

## 【参 考】

### \* 政策形成

地方自治法第1条の2第1項において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。」としています。

地方自治法に規定された地方公共団体の役割を真に担っていくため、いま地方自治体には政策形成能力の一層の向上が求められています。この背景には、地方分権の進展にともなう自己決定権の拡大とともに、町民への説明責任、厳しい財政状況等、現在の地方自治体を取り巻く課題を解決していく要請もあります。

こうした状況下における地方自治体の政策決定とは、端的にいうと「限られた資源（人材・財源等）をいかに全体最適となるように配分し活用するか」ということであり、その配分の仕組みを効果的かつ透明性のあるものにしていく必要があります。

そこで、第15条「行政評価」で示した行政評価システムの成果を確認した上で、より一層効果的なシステムとなるよう改善を図るとともに、それを実行に移すことにより、政策形成の向上を図っていきます。

### \* 説明責任

説明責任は「アカウントビリティ（accountability）」の訳ですが、語源のアカウントから考えると会計用語からのものであり、数字もしくはデータに基づき、意味のある説明を行うことをいいます。

ここでの説明責任は、行政機関が行った行為や政策決定過程を町民に公開し、単に評価を受けるだけではなく、町民にとって意味のある説明を提供するということになります。

### （情報公開）

第17条 町は、別に条例で定めるところにより、町民に対して町の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めます。

## 【趣 旨】

本条は、町民の知る権利を保障し、情報の共有を実現するため、積極的な情報の公開及び提供に努めるべき町の役割を定めるものです。

## 【説 明】

「別に条例で定める」とあるのは、平成10年に制定した「高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例」のことを指します。

参加・参画と協働によるまちづくりを前提として、町の情報公開や提供を規定することで、町民の知る権利を保障するものです。

町民が、自ら考え行動するためには、町政に関する様々な情報やまちづくりに対する考え方が十分に提供され、説明（第16条 説明責任）されなければなりません。

本条は、情報公開に関する条例に基づき、その実施機関である町の執行機関が、行政運営に関する情報を積極的かつ分かりやすく、町民に開示・提供していくことで、情報の共有に努め、透明で開かれた運営を推進することを定めています。

なお、個人情報や法令等で公開してはならないと定められているもの等については、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例で定義しています。

## 【参 考】

具体的には、平成10年に制定された「高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例」に基づき運用を図ります。

### （個人情報の保護）

第18条 町は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に努めます。

2 町長は、町民の個人情報保護のために必要な措置を行います。

## 【趣 旨】

本条は、町政に関する情報の取り扱いについて、情報公開とともに町の執行機関の重要な責務である個人情報の保護について定めるものです。

## 【説 明】

### 第1項

「別に条例で定める」とあるのは、平成10年に制定した「情報公開及び個人情報保護に関する条例」のことを指します。

町が保有する情報の公開や提供により「情報公開」（第17条）を保障する一方で、町民の基本的な人権を守り、信頼される町政を運営するため、町が保有する個人情報の適正な利用と管理を進めることを定めています。

地方公共団体の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律第11条により保有する個人情報の適切な取り扱いが義務付けられており、また、本町では、情報公開及び個人情報保護に関する条例に規定されており、具体的な事例については、当該条例を適用することになります。

ここでは、最高規範として位置付けるまちづくり基本条例において、個人情報の保護に関する根幹的な考えを町の姿勢として明記するということとなります。

## 第2項

個人情報保護制度の運用に当たっては、町民の個人情報保護のために、実施機関における対応や手順の整備等必要な措置を講じることとし、職員の個人情報に対する意識を啓発していくことを定めるものです。

## 【参 考】

- \* 個人情報の保護に関する法律第11条第1項（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）  
地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- \* 具体的には、平成10年に制定された「高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例」に基づき運用を図ります。

（パブリックコメント）

第19条 町は、重要な事項に関して意思決定を行う場合、事前に町民に情報を提供し、広く意見を求め、意見に関する町の考え方を公表し、町民に理解されるよう努めます。

## 【趣 旨】

本条は、町民が意見をまちづくりに反映させる具体的な町民参画の手法のひとつとして、パブリックコメント制度を定めるものです。

この制度は、町民の誰もが平等に意見を提出できる制度であり、幅広い町民の参加を引き出すことができ、さらに、政策等に関連する資料を合わせて公表することにより、町政情報の共有化を図ることにもつながります。

## 【説 明】

パブリックコメントは、町民に重大な影響を与えると思われる事業の実施や条例等を制度改廃する場合には、町の執行機関だけで決定せずに、事前に町民に内容を示したうえ、それに関する意見を住民が提出する機会を設け、町は提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行うという制度です。

町民が意見を表明する制度として確立しつつあることからこの制度を規定するものです。

本町では、既に地域経営計画の策定や重要な条例、計画の制定に当たって、この制度に準じて実施したものはありますが、本条例制定後、町の執行機関は重要な政策や条例等を決定した

り制定改廃する場合は、町民の意見を聴取することになります。

## 【参 考】

\*パブリックコメントの対象とする事案は、下記のものと考えられます。

- ① 町民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの
- ② 町民に義務を課し又は権利を制限するもの
- ③ 町の方向性や基本方針を定めるもの

(行政手続)

第20条 町は、別に条例で定めるところにより、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利を保障します。

2 町は、町民の利益、権利の保護のため、行政処分等に関する手続きを定めます。

## 【趣 旨】

本条は、町政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、町民の権利や利益を保護するため行政手続について定めるものです。

## 【説 明】

### 第1項

「別に条例で定める」とあるのは、平成8年に制定した「行政手続条例」のことを指します。

町における行政手続の統一的なルールを定めるものとして、行政手続の審査基準や処理基準、また、処分を拒否する場合の理由の掲示を規定するほか、不利益処分に対する聴聞・弁明の機会等、当該手続の対象者の権利・利益を保護する仕組みを行政手続条例に規定しており、具体的な事例については、当該条例を適用することになります。

ここでは、最高規範として位置付けるまちづくり基本条例において、行政手続に関する根幹的な考えを町の姿勢として明記するということになります。

### 第2項

町民の利益、権利の保護のため、行政処分等（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールをあらかじめ町民に明らかにするものです。

情報公開制度や個人情報保護制度と同様に、行政の透明性を図る上での責務があることから定めるものです。

## 【参 考】

具体的には、平成8年に制定された「行政手続条例」に基づき運用を図ります。

(財政)

第21条 町は、自立したまちづくりのために、地域経営計画や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図ります。

2 町は、前項の予算及び財政計画について、町民が具体的に把握できるよう情報の提供に努めます。

## 【趣 旨】

本条は、自立した自治の実現のために、町は財政運営についてその状況を的確に把握するとともに中長期的な財政計画を確立すること、また、それらを公表することを定めるものです。

## 【説 明】

### 第1項

自立したまちづくりのために、町政運営の土台となる健全な財政基盤を確立することを基本とします。

計画的で安定した財政運営を実現するため、地域経営計画の進行管理に政策評価を取り入れ、単年度予算編成に反映させる財政の仕組みを確立させ、中長期的に自立可能な財政運営を行うことを定めたものです。

### 第2項

地方自治法第243条の3の規定に基づき、町では「財政状況の公表に関する条例」を定めています。

この条例に基づいて各種財政等に関する事項を公表していますが、住民に関心のある情報の公表や内容を分かりやすいものとして提供すること等を通じて、財政運営の透明性の確保に努めることを定めたものです。

## 【参 考】

\* 地方自治法第243条の3第1項（財政状況の公表等）

普通公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

\* 地方財政法第4条第1項（予算の執行等）

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。



高根沢町

## 第7章 住民投票

(住民投票)

第22条 町は、町政に当たり重大事項の決定を行う場合、町民の意思確認のため、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票の結果を、町長及び議会は町民の意思が反映出来るよう最大限努めます。

### 【趣旨】

本条は、町の重要事項で町民の意思を直接確認する必要がある場合、住民投票制度を設けることができること及び投票結果を最大限尊重することを定めるものです。

### 【説明】

#### 第1項

本町の重要な事項の決定の際に、直接町民の意思を確認する「住民投票」制度を設けることができることを定めています。

地方自治制度は、町長、町議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。本条例においても、住民投票制度の趣旨を尊重し住民投票について定めるものです。

なお、住民投票の安易な実施は、行政運営に支障をきたす可能性があることから適切な判断が必要です。

#### 第2項

住民投票の結果が、町長や町議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、町民、町議会、そして町長は結果を尊重すべきものとして定めています。

### 【参考】

#### \* まちづくり基本条例で定める住民投票

本条例で定める「住民投票」は、地方自治法上の直接請求（普通地方公共団体の議会議員及び長の選挙権を有する者の一定数以上の連署をもって、その代表者から一定事項を請求することにより、住民の意思を表示する制度）とは異なり、当該実施結果に法的拘束力を付与するものではありません。

#### \* 町の重要事項

町が行う事務であり、住民に直接その賛否を問う必要があるものや、町及び住民全体に直接の利害を有する事項が想定されます。



## 第8章 交流及び連携

(他の自治体等との関係)

第23条 まちづくりは、他の自治体、国及びその他の機関との交流及び連携に努め、広い視野に立って進めます。

### 【趣旨】

本条は、まちづくりの推進に当たり、地方分権の趣旨を踏まえ広域的に対処しなければならない課題や共通する課題については、他の市町村や県、国及びその他の機関との交流及び連携を図りながら課題解決に努めるべきことを定めるものです。

### 【説明】

町民の生活や活動は、町内に限定されるものではなく、また、交通が発達し情報化が進んだ状況では、まちづくりの課題は町単独では解決できない場合も多々あります。

協働のまちづくりを推進し、効率的な行政運営を図るためには、他の市町村や県、国及び様々な機関と積極的に交流及び連携を図っていくとともに、町民及び町は、まちづくりのニーズに適切かつ迅速な対応ができるよう、広い視野に立って協力して解決を図るべきことを定めています。

(国際交流及び連携)

第24条 町は、国際化の進展の中で、町民のまちづくりに対する視野を広めるため、国際交流の推進及び連携を進めます。

### 【趣旨】

本条は、国際交流及び連携を通して、町民の視野を広げながらまちづくりを進めていくことが重要であることから交流及び連携の原則として定めるものです。

### 【説明】

国際連携は国際交流から始まるという認識の下、町は町民のまちづくりに対する視野を広めるため、交流及び連携先における歴史、文化等の違いを理解し、国際感覚豊かなまちづくりを推進して、国際社会との交流及び連携を進めることについて規定するものです。



## 第9章 雑則

(条例の検証及び見直し)

第25条 町は、この条例が本町にふさわしいものであり続けているかどうかを定期的に検証します。

2 町は、前項の規定による検証の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について積極的に見直す等の必要な措置を講じます。

### 【趣旨】

本条は、この条例に規定されている事項が、社会情勢の変化に適合しているかどうかを定期的に検証して、必要に応じて見直すことを定めるものです。

### 【説明】

#### 第1項

まちづくり基本条例は、町政運営の基本姿勢を定めるものであることから持続性が必要ですが、社会情勢に適合しているかどうか、そして本町にふさわしいものであり続けているかどうかを常に見守る必要があります。

また、地方自治制度の観点からも、地方自治法の改正をはじめとして現在も新たなルールづくりが行われ、大きな変革期にある中で適合性がなくなることも考えられます。

条例は、一度制定されると見直しが行われにくいという現状も踏まえ、条例の形骸化の防止及び町民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、定期的に条例の検証を行うことを定めるものです。

#### 第2項

第2項では、第1項の検証結果を踏まえて、「まちづくり基本条例」だけでなく、「まちづくり基本条例に基づく諸制度」についても理念に沿った形で機能しているのかどうか、見直し等の措置を講じながらまちづくり基本条例の実効性を常に保障していくことを定めるものです。



## 施行期日

(附則)

この条例は、公布の日から施行します。

### 【趣 旨】

条例として法規範とするためには、制定された条例の内容を周知する公布と、いつから条例の効力が発生するのかを確定する施行日が必要です。

この条例を、公布の日から施行することを定めるものです。

### 【説 明】

この条例は、自治に関する基本事項を定めることにより、まちづくりの推進を図ることを目的としています。条例の公布と同時に施行することで、条例の普及、啓発を図るとともに、条例や計画の体系整備や町民の参画と協働によるまちづくりを積極的に図っていくこととしています。

平成20年6月10日に公布・施行しました。



## 高根沢町まちづくり基本条例の手引き

発行年月／平成20年 8月

〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053

高根沢町住民生活部住民課 協働推進担当

TEL 028-675-8136 FAX 028-675-8988

E-mail [kyoudou@town.takanezawa.tochigi.jp](mailto:kyoudou@town.takanezawa.tochigi.jp)

